

# 倉敷芸術科学大学学友会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、倉敷芸術科学大学学友会と称し、本部を同学内に置く。

第2条 学生の自主活動を通じ、自立と協力により学生・教員相互の親睦を深め学園生活の円満・充実を期するとともに、学術文化の向上、体育・スポーツ活動の発展に務め、良き学風の醸成に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、倉敷芸術科学大学学生および大学院生による正会員と同大学教員による特別会員によって構成する。但し、教員は助手以上とする。

第4条 本会の会員は、次の権利を有し、義務を負う。

- (1) 本会役員選挙権及び被選挙権（但し、特別会員はこれを除く）
- (2) 本会の諸活動に参加する権利
- (3) 本会議決機関の決定事項を守り、それに協力する義務
- (4) 会費を納入する義務
- (5) 総会に出席する義務
- (6) その他

## 第2章 組織・役員及び機関

第5条 本会の会長は学長、副会長は学生支援センター長および学務部長とする。

また、本会の特別顧問として、副学長、各学部長を充てる。

第6条 会長は、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し会長に支障ある場合、これを代行する。

第7条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議会
- (3) 学生協議会
- (4) 学生委員会
- (5) 会計監査会
- (6) 部及び同好会
- (7) 選挙管理委員会

第8条 第7条の各機関の役員の任期は、原則として毎年1月1日にはじまり、12月31日に終わる1年間とする。なお、協議会の役員の場合はこの限りでない。

### 第1節 総会

第9条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

総会は、学生委員長がこれを招集し、学生委員会が議案を提出する。

第10条 定期総会は、年1回とし、次の事項を審議する。

- (1) 予算・決算の承認
- (2) 新役員の承認。但し、学生委員長、学生副委員長は除く。
- (3) 部及び同好会の昇格・降格・廃止の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他の重要な事項

第11条 臨時総会は、次の場合とする。

- (1) 評議会、学生委員会が必要と認めた場合
- (2) 正会員の3分の1以上の要請があった場合

第12条 総会は、正会員の3分の1以上の出席をもって成立し、総会の議決は、出席者の過半数で決める。

第13条 総会の議長、副議長及び書記は、学生委員会において選出した者とし、定員は、議長1名、副議長2名、書記2名とする。

第14条 総会の議題は、1週間前までに公示しなければならない。但し、流会の場合はこの限りでない。

第15条 総会が流会となった場合には、総会前の評議会の議決をもって総会の議決にかえるものとする。但し、第10条(1)、(3)、(4)の審議事項は総会の承認を必要とする。

第16条 総会の運営規約は、別に定めるものとする。

### 第2節 評議会

第17条 評議会は、本会の活動、経理及び学生協議会の議決事項について協議する。

第18条 評議会は、会長、副会長、特別顧問、学務部次長、学生課長、文化局顧問、体育局顧問、学生委員長、学生副委員長、学生協議会議長、文化局長、体育局長、会計監査委員長、選挙管理委員長によって構成する。

第19条 評議会は次の場合に招集される。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 学生委員長並びに学生協議会が必要と認めた場合

第20条 評議会は、構成員6名以上をもって成立し、全員の総意をもって議決する。

### 第3節 学生協議会

第21条 学生協議会（以下協議会という）は、学友会活動について協議し、評議会の委任事項について決定する。

- (1) 予算・決算に関する事項
- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) 部及び同好会の昇格・降格・廃止に関する事項
- (4) 学生委員会の議案提出事項
- (5) 体育局、文化局の議案提出事項
- (6) 協議会議員の議案提出事項
- (7) 学友会員の議案提出事項（別に定める）
- (8) その他

第22条 協議会議員は、各学科から選出された議員と

学生委員長、学生副委員長、体育局長、体育副局長、文化局長、文化副局長によって構成される。また、協議会議員の1年次、2年次に限り学生委員会の構成員とする。

第23条 協議会議員に支障がある時は、下記の条件を同時に満たした者が協議会議員を代理する。但し、学生委員長、学生副委員長、体育局長、体育副局長、文化局長、文化副局長、協議会議長、協議会副議長はこれを認めない。

(1) 協議会に指定した方法により届け出をしたもの。

(2) 1年次から4年次まで同じ学科に属するもの。

第24条 協議会の議長1名、副議長2名、書記2名は協議会議員で互選する。但し、学生委員長、学生副委員長、体育局長、体育副局長、文化局長、文化副局長が兼務することは出来ない。

第25条 協議会は、下記の場合に招集される。

(1) 学生委員長の要請があった場合

(2) 協議会議長の要請があった場合

(3) 協議会議員の2分の1以上の要請があった場合

(4) その他

第26条 副議長は、議長を補佐し、議長に支障のある場合にはこれを代行する。

第27条 書記は、会議の議事録を作成し、これを保管しなければならない。

第28条 協議会は、協議委員の3分の2以上の出席をもって成立し、評議会の委任事項について過半数の賛成をもって議を決する。但し、議決が半数同士の場合は、議長の決定を議決とする。

第29条 協議会開催の期間及び議題は5日前までに公示されなければならない。ただし緊急の場合はこの限りでない。

第30条 各協議会議員は協議会に出席し、後日その選出母体に対し協議事項を報告する義務を負う。

第31条 協議会議員の任期途中における改選の場合は、前任者の残任期間を後任者が引き継ぐものとする。

第32条 協議会議員の任期は、原則として毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる1年間とする。但し、新入生は入学時には始まり翌年3月31日に終わりとする。

第33条 協議会は目的を遂行する為、本部を設置することができる。

2 協議会本部（以下本部と称す）は、協議会の議事進行を円満充実させる為の事務的処理を行う。

3 議長は、本部を運営しなければならない。

4 議長は、協議会議員中より協議会の承認を得て本部に他の議員を置くことができる。

第34条 協議会は、その目的遂行のため調査研究を必要とする場合には、本部に調査委員会を設けることができる。

2 調査委員会は、協議会議員及び正・準会員中

より互選された数名の委員で構成され、調査委員長は、当該委員会の構成員によって互選される。

3 調査委員会は、調査終了後は直ちに解散されなければならない。また、資料は本部に保管しなければならない。

#### 第4節 学生委員会

第35条 学生委員会は、本会の執行機関であって総会、評議会および学生協議会の決定事項の細目を審議し執行する。

第36条 学生委員会の構成は、次の通りとする。

委員長1名、副委員長2名、役員として企画・会計・渉外・記録・総務・協議会議員（1年次、2年次に限る）を若干名置くことができる。なお、委員長が必要と認めた場合、上記以外に役員を置くことができる。

第37条 学生委員会は、委員長が必要と認めた場合随時招集することができる。

第38条 委員長、副委員長は、正会員の投票によって選出され、会長が委嘱する。その他の委員は学生協議会の承認を得て決定する。

第39条 委員長、副委員長及び他の委員が、任期途中なんらかの理由により辞任した場合は、第38条により選出されなければならない。但し、委員長、副委員長を除く他の委員は、第10条に規定する総会の承認を得ることなく協議会の承認を得て委員長が任命できる。後任者の任期は、前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

第40条 学生委員長は、執行目的遂行のため、必要に応じて学生協議会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会は、協議会議員及び正会員中より互選された数名の委員で構成され、特別委員長は当該委員会の構成員によって互選される。

3 特別委員会終了後は、直ちに解散されなければならない。また、資料は学生委員会に保管しなければならない。

#### 第5節 会計監査会

第41条 会計監査会は、委員長1名のほか若干名から成り学生協議会が協議委員および一般正会員中よりこれを指名し、評議会の承認を得て成立する。

第42条 会計監査会は、定期総会において、会計監査報告を行わなければならない。また、正会員の5分の1以上の要請があれば、中間報告を行わなければならない。

第43条 会計監査会は、学友会費の収支について監査しなければならない。

第44条 会計監査の結果に応じ、各機関に対する配分予算の回収を学生協議会の承認を得て評議会に要請することができる。

## 第6節 体育局及び文化局

第45条 体育局は、課外活動を通じてその会員相互の親睦及び健康の増進をはかり、あわせて学園生活の円満充実を期することを目的とする。

第46条 文化局は、課外活動を通じて相互理解友好関係及び文化意識の向上をはかり、あわせて学園生活の円満充実を期することを目的とする。

第47条 両局は、部及び同好会をもって構成する。

第48条 両局は局長1名、副局長2名、書記2名、会計2名、監査2名を置く。但し、必要に応じて局長は局総会の承認を得て、他の委員を置くことができる。

- 2 両局の局長、会計を1年間派遣した部および同好会に対し、謝礼として、両局局会にて了承された活動援助費の1割に相当する金額を上乗せして予算配分する。

第49条 両局の顧問は、会長が特別会員中より委嘱する。

## 第7節 部、同好会及び愛好会

第50条 部及び同好会は、学生協議会、評議会及び総会の承認を得て結成された同一目的を有する有志の集まりであって、学友会予算の配分を受けることができる。但し、学友会行事には、積極的に参加、協力しなければならない。

第51条 部及び同好会の顧問は、助教以上の特別会員中より学生が依頼推薦した者につき会長がこれを委嘱する。部及び同好会の顧問の任期は、1年とする。

第52条 部及び同好会は、正幹事各1名を互選しなければならない。

幹事の任期は、1年とする。但し、重任を妨げない。

第53条 愛好会は、学生委員会の承認を得て結成された同一目的を有する有志の集まりであって、学友会予算の配分を受けることが出来ない。また、新しく愛好会を結成する場合、既存の愛好会団体と類似したものは一切認めない。ただし、部・同好会に類似した団体がある場合、結成は認めるが愛好会でとどまり、部・同好会への昇格の申請をしない旨の誓約書を団体結成・継続時に提出すること。

- 2 愛好会の結成に当たっては、第51条、第52条に準ずる。
- 3 愛好会の所属については、学生委員会とする。
- 4 設立時の目的と違う活動を学生委員会への報告なく行っていることが発覚した場合、当該愛好会については、公認を取り消しの上、廃止処分とする。

第54条 部の昇格は、原則として同好会として1年以上の活動を経て、体育局もしくは文化局、学生協議会が部として活動可能として認めた場合は

学生協議会、評議会及び総会の承認をもってなされる。

- 2 部の降格は、部として1年間以上の活動実績が認められないと体育局もしくは文化局が判断した場合、学生協議会、評議会及び総会の承認をもって同好会に降格する。

- 3 愛好会から同好会への昇格は、愛好会として1年間活動の後、学生委員会が体育局もしくは文化局と協議して、同好会として相応しいと認めた場合、学生協議会、評議会及び総会の承認をもってなされる。

第55条 部及び同好会の廃止は、学生協議会、評議会及び総会の承認を得るものとする。ただし、第57条、第58条に掲げる条件に反する行為があった場合、学生委員会及び各局と協議の上、廃止の承認を得ることができる。

第56条 体育局・文化局はそれぞれ体育関係、文化関係の各部の幹事中より、評議会、学生協議会の承認を経て局長、副局長を互選する。

- 2 体育局及び文化局の局長、副局長の任期は1年とする。

第57条 各団体は、年度末提出の各種届出書類とは別に、毎年5月末日までに新生を含めた所定様式の団体員名簿を学生課窓口へ提出するものとする。期限内に提出なき場合は、学生委員会と各局等で協議の上、団体が存在しないこととみなし、部同好会に与えられる当該年度の活動援助費予算を全額削減とする。また、愛好会については学生委員会内で協議し、会の公認を取り消した上で、廃止命令を発令する。

- 2 部・同好会・愛好会が、名簿提出時に当該団体の学友会未入会者を除いた団体員が5名未満の場合、各局等で協議の上、廃止命令を発令する。

- 3 名簿提出期限以降に団体員の増減があった場合、速やかに団体員名簿にて学生課へ報告すること。

第58条 毎年7月1日現在の学友会加入状況およびそれ以降の各活動届等の参加者名簿を基に、会員以外の者が学友会活動に参加した場合、学友会から各団体に配分される活動援助費や連盟補助費等を下記の計算式に則り減額支給するとともに当該年度の活動援助費予算も同様に削減する。

なお、この条項は基準日より年度初めに遡って適用するものとし、すでに執行した予算については、下記計算式に則り、学生委員会より返還請求する。学生委員会が定めた返還期限までに返納しない場合は、当該団体の廃止命令を発令する。

活動援助費支給額 (A)

(A) = 活動援助費予算 - (2,000円 × 未加入者数)

連盟補助費支給額 (B)

(B) = 正規支給額 × (所属者数 - 未加入者数) / 所属者数



大会出場優秀援助費支給額（C）  
（C）＝正規支給額×（参加者数－未加入者数）／  
参加者数

第59条 学生が、団体員名簿および学内・外活動届の参加者名簿に記載のないまま、学友会活動に参加中に傷病等を負った場合は、学生教育研究災害傷害保険および倉敷芸術科学大学互助安全会の保険対象外とする。また、学務部長名で依頼する欠席届についても一切発行しない。

#### 第8節 選挙管理委員会

第60条 選挙管理委員会に関する規則は、選挙規則とともに別に定める。

#### 第9節 学友会備品の廃棄・消耗・紛失

第61条 各本部機関が所有する学友会備品の廃棄・消耗・紛失の確認及び判断は、会計監査会がこれを行い、学生協議会の承認を必要とする。

2 各部及び同好会が所有する学友会備品の廃棄・消耗・紛失の確認及び判断は、両局の監査が行い、会計監査会を通し学生協議会の承認を必要とする。

3 会計監査会は、備品の廃棄・消耗・紛失の資料を保管しなければならない。

4 廃棄の決定をされた物品は、学生委員長または会計監査委員長の立ち合いのもとで処分する。

### 第3章 会 計

第62条 本会の経費は、入会金、会費およびその他の収入をもって充てる。

第63条 正会員は、入会金1,000円、会費（在学期間分）学部生24,000円、大学院修士課程6,000円、学部編入学生は在学年数×6,000円、博士（後期）課程9,000円、別科1年制6,000円、非正規学生は在学期間半年につき3,000円を入学時に納入しなければならない。但し、再入会員については入会金が免除される。

2 特別会員は、年会費として次の金額を毎年5月31日迄に納入しなければならない。教授2,000円 准教授1,800円 講師1,600円 助教・助手1,400円

第64条 一度納入した会費は、返却しない。

第65条 会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第66条 予算は、会計年度初めに学生委員会において原案を作成し、学生協議会を経て、評議会の承認を求めなければならない。

第67条 決算は、会計年度終了後1ヶ月以内に学生委員会でおこない、学生協議会を経て、評議会の承認を求めなければならない。

第68条 予算・決算は、学生委員会より総会に提出し、その承認を受けなければならない。

第69条 本会の会計事務は、本学の事務職員に委嘱する。

第70条 各部の予算は所定の手続きをした後、学務課において受け取るものとする。

### 第4章 会 員 証

第71条 本学学生で、第60条に定められた学友会費を納めた者は、学生委員会において、会員証の交付を受けることができる。

第72条 会員証は、他人に貸与したり譲渡したりしてはならない。

第73条 会員証は、本学を退学、又は卒業した時は直ちにこれを返納しなければならない。

第74条 会員証を紛失した時は、直ちに学生委員会に届け出て再交付を受けなければならない。又、再交付後紛失した会員証を発見した場合は、直ちに学生委員会に返納しなければならない。

第75条 会員証の交付を受けていない者は、学友会活動に参加することはできない。

### 第5章 活動期間

第76条 本会の活動期間は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

ただし、前・後期の定期試験開始前1週間前より定期試験終了までの期間は、原則として学内外における一切の活動を禁止する。

2 活動停止期間中に無断で活動を行ったことが発覚した場合、当該団体を無期限の活動停止とする。

#### 付 則

この会則は、平成7年7月5日から施行する。

この会則は、平成8年6月12日から施行する。

この会則は、平成9年6月18日から施行する。

この会則は、平成10年6月10日から施行する。

この会則は、平成11年6月9日から施行する。

この会則は、平成13年6月27日から施行する。

この会則は、平成14年6月19日から施行する。

この会則は、平成20年6月11日から施行する。

この会則は、平成23年1月12日から施行する。

この会則は、平成24年1月18日から施行する。

この会則は、平成25年1月23日から施行する。

この会則は、平成26年1月22日から施行する。

この会則は、平成28年1月20日から施行する。

この会則は、平成29年1月20日から施行する。

この会則は、平成31年1月17日から施行する。

この会則は、令和3年1月14日から施行する。